

入札説明資料

- 1 物件名 4号物件 リュックサック等(単価契約)
- 2 仕様及び数量等 別添仕様書のとおり
- 3 入札公告日 令和7年5月23日
- 4 入札執行日及び入札締切等

令和7年6月11日

午後1時30分 入札締切

午後1時30分 開札

- ※ 紙入札を行う者は、午後1時20分までに入札会場へ集合して下さい。
- ※ 入札締切後、1号物件から順次開札しますので、電子調達システムにより入札に参加される方は、開札状況を適宜ご確認下さい。

- 5 入札会場 関東森林管理局 2階 会議室
- 6 その他 入札者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

【配付資料】

- (1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得
(関東森林管理局ホームページ「各種約款等」をご確認下さい。)
- (2) 契約書(案)及び仕様書
- (3) 入札書様式(紙入札の場合の様式)
- (4) 入札内訳書様式(入札時に添付すること)
- (5) 提出書類様式
- (6) 委任状の作成例

※入札公告によるところにより、下記提出書類を令和7年6月9日
午後3時00分までに森林整備課企画係に提出し、その審査の結果をもって、
入札参加許可を受けて下さい。

【提出書類】

- ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)写し(令和7・8・9年度)
- イ 提案書
納入物品について、例示した物品以外の提案がある場合は、その物品等の規格・品質が確認できる資料等を添付して下さい。
提案がない場合も「仕様書のとおり」として提出して下さい。

(案)
物品売買契約書(単価)

1 物件名 4号物件 リュックサック等(単価契約)

2 予定総金額 ¥.-
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額¥.-)

品名	規格・品質	単価	予 定		備 考
			数 量	金 額	
リュックサック等	別記内訳書のとおり				

3 契約期間 令和 年 月 日から(契約締結の翌日から)
令和8年3月17日まで

4 納入場所 下記「納入場所」のとおり

5 契約保証金 免除する。

上記の物品売買について下記条件により売買契約を締結し、本書
2通を作成して、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

買受人 住所 群馬県前橋市岩神町4-16-25
支出負担行為担当官
氏名 関東森林管理局長 松村 孝典

受渡人 住所
氏名

条 件

第1条 売渡人(以下「乙」という。)は、契約期間中甲に引渡すべき物品について、その品質規格を保証するものとする。

第2条 物品の数量は、頭書のとおり予定するが、これに異動を生じ又は納品皆無のものがあっても異議を申し立てないものとする。

第3条 乙は、契約期間中買受人((以下「甲」という。)(甲の指定した職員を含む。以下同じ。))が、別紙納品指示書により契約物品の引渡を請求したときは、甲が指示した数量を指定職員の指示する局署等へ納品するものとする。

2 乙は、上記1項の物品を納入する際、品質・規格・数量等に関し甲の検査を受けなければならない。この検査に合格したときをもって契約物品の引渡を完了したものとし、所有権はこの時をもって甲に移転するものとする。

3 乙は、前項により引渡をしたときは、納品書を甲に交付するものとする。

第4条 この契約による確定金額(以下「代金」という。)は、前条による検査に合格し、納品書を交付した総数量に契約単価を乗じて得た金額とする。

第5条 乙は、前条の代金について、契約期間経過後において支払請求書を甲に提出しその支払を受けるものとする。

2 甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

第6条 乙は、代金について、毎1箇月分を取りまとめて甲に請求することができる。

2 前項による支払については、前条第2項の規定を準用する。

第7条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

第8条 所有権移転後の物品であっても、甲が頭書の規格、品質に適合しない下級品があると認めるときは両者の協議により、乙は当該数量について引換又は値引をするものとする。

2 乙の責に帰すべき事由により、甲の所有物に損害を与えたときは、乙は甲の指示に従いその損害を賠償するものとする。

第9条 乙は、この契約に属する権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させることはできない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第10条 乙は、指定期日までに納品することができないときは、書面をもって申し出て甲の承認を得なければならない。

第11条 乙は天災その他不可抗力による場合を除き、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、当該遅延物品の数量に当該契約単価を乗じて得た金額に、年3パーセントの割合で計算した額を遅滞違約金として、甲に支払うものとする。

- 2 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。

第12条 納品された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し本契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完(以下単に「履行の追完」という。)を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が、契約物品の履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第11条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。
- 5 甲は、契約物品の種類又は品質に関する契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。
- 6 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第13条 甲は下記各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 第3条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第12条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めるとき。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく

不健全と認められるとき。

- (6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第15条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第16条 甲は、第13条又は第14条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

第17条 甲は、第11条第2項又は第12条第4項に規定する場合のほか、乙がその責務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、甲は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第18条 乙は、甲がこの契約に違反した結果、物品の納入が不可能になったときは、この契約を解除することができる。この場合甲は乙に違約金を支払わないものとする。

第19条 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

第20条 この契約において、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。この場合、甲の収納すべき金額が乙の債権額を超過するときは、乙は当該金額を甲の指示するところに従い指定期限までに納付するものとする。

第21条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

第22条 この契約について、紛争を生じたときは、甲乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

第23条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せずに契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第24条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第25条 甲が第3条により指定する職員とは、各局署等の「(分任)支出負担行為担当官」する。

(特約事項)

別紙1のとおり

納 入 場 所

署 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
関東森林管理局	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1183
関東森林管理局東京事務所	135-8375	東京都江東区東陽6-1-42	03-3699-2512
磐城森林管理署	979-0201	福島県いわき市四倉町字東2-170-1	0246-66-1234
福島森林管理署	960-8055	福島県福島市野田町7-10-4	024-535-0121
福島森林管理署白川支署	961-0074	福島県白河市郭内128-1	0248-23-3135
会津森林管理署	965-8550	福島県会津若松市追手町5-22	0242-27-3270
会津森林管理署南会津支署	967-0692	福島県南会津郡南会津町山口字村上867	0241-72-2323
棚倉森林管理署	963-6131	福島県東白川郡棚倉町棚倉舘ヶ丘73-2	0247-33-3111
塩那森林管理署	324-0022	栃木県大田原市字田川1787-15	0287-28-3125
日光森林管理署	321-1274	栃木県日光市土沢1473-1	0288-22-1069
利根沼田森林管理署	378-0018	群馬県沼田市鍛冶町3923-1	0278-24-5535
吾妻森林管理署	377-0423	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1	0279-75-3344
群馬森林管理署	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1203
下越森林管理署	957-0052	新潟県新発田市大手町4-4-15	0254-22-4146
下越森林管理署村上支署	958-0033	新潟県村上市緑町3-1-13	0254-53-2151
中越森林管理署	949-6641	新潟県南魚沼市美佐島61-8	025-772-2143
上越森林管理署	943-0172	新潟県上越市大字大道福田555	025-524-2180
茨城森林管理署	310-0852	茨城県水戸市笠原町978-7	029-243-7211
埼玉森林管理事務所	368-0005	埼玉県秩父市大野原491-1	0494-23-1260
山梨森林管理事務所	400-0021	山梨県甲府市宮前町7-7	055-253-1336
千葉森林管理事務所	263-0034	千葉県千葉市稲毛区稲毛1-7-20	043-242-4656
伊豆森林管理署	410-2401	静岡県伊豆市牧之郷546-5	050-3160-6020
静岡森林管理署	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1-120	054-254-3401
東京神奈川森林管理署	254-0046	神奈川県平塚市立野町38-2	0463-32-2867
天竜森林管理署	434-0012	静岡県浜松市浜北区中瀬2663-1	053-588-5591
赤谷森林ふれあい推進センター	378-0018	群馬県沼田市鍛冶町3923-1	0278-24-5535
森林技術・支援センター	309-1625	茨城県笠間市来栖87-1	0296-72-1146
高尾森林ふれあい推進センター	193-0844	東京都八王子市高尾町2438-1	042-663-6689
大井川治山センター	428-0411	静岡県榛原郡川根本町千頭950-2	0547-59-3344
小笠原総合事務所国有林課	100-2101	東京都小笠原村父島字東町152	04998-2-2103
小笠原諸島森林生態系保全センター	100-2101	東京都小笠原村父島字東町152	04998-2-3403

- (属性要件に基づく契約解除)
- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)
- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)
- 第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。
- (再請負契約等に関する契約解除)
- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- (損害賠償)
- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする
- (不当介入に関する通報・報告)
- 第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

仕 様 書

1. 契 約

- ① 契約は単価契約とし、配送料等納品にかかる経費は全て単価に含めることとする。
- ② 契約物品の単価及び数量については、別紙内訳書に示すとおりとする。ただし、予定数量については見込みであり、最低発注数を保証するものではない。

2. 納 入

- ① 納品の指示及び納入場所は、契約書のとおりとする。

3. 発注及び納品の流れ

- ① 納品指示書により注文を受け発注する。
- ② 納品は、納品書を添えて、納品指示書により検査を受けるものとする。納品は、特別な理由がない限り発注を受けた日から6週間以内を原則とする。

4. その他

- ① 詳細な事項及び本仕様書等に定めのない事項については、関東森林管理局森林整備課企画係と必要に応じ協議・調整するものとする。

内 訳 書 (4号物件 リュックサック等(単価契約))

NO.	品名	メーカー名	型式(品番)	規格・色 等	予定数量	単価	金額
1	リュックサック	モンベル	#1133163	ガレナパック30 容量30L カラー:ブラック、ブルー、オレンジ プリント:「林野庁(白丸ゴシック体)」:背中上部	60		
2	リュックサック	モンベル	#1133209	ガルワールバック20 容量20L カラー:ブラック、ワインレッド、ネイビー、グリーン、イエロー プリント:「林野庁(白丸ゴシック体)」:背中上部	50		
3	ブーツケース	六本木商店	BTC-002	自立型ブーツケース 補強材入底、ポケット付、フタ(ファスナー付)、ハイパロンコート	90		
4	図面入	六本木商店	TIZ-001	別製地図入 A4グリーン帆布 サイズ:H33×W25×D6+2+3 (cm) フタ・ポケット付、裏透明ビニール張(地図入れ)	70		
5	腰袋	六本木商店	ZAT-003	雑のう袋 グリーン帆布 ポケット付 サイズ:H20×W16×D6 (cm) ハチノックケース・ペン差付、ベルト通し付	90		
6	作業用ベルト	東洋物産工業	No.700	強カナイロン糸特殊二重織り加工 カラー:紺 サイズ:35mm幅×1,130mm	80		
7	作業用ベルト	大崎商店	OS-165	牛革作業ベルト サイズ:42mm×1,100mm	50		
8	鉋用吊革	西山商会	No.3810	腰鉋・二丁差兼用	140		
9	鉋・鋸(二丁差)	西山商会	No.3401-A	サイズ:中 鉋:長さ18cm、巾4.5cm 鋸:刃長21cm 片刃右磨鉋(細身鉋)、カギ、角口鞘	30		
10	鉋・鋸(二丁差)	西山商会	No.3401-A	サイズ:大 鉋:長さ21cm、巾4.5cm 鋸:刃長24cm 片刃右磨鉋(細身鉋)、カギ、角口鞘	50		
11	鋸	西山商会	No.4130	小鋸 刃長:21cm 鞘なし	20		
12	鋸	西山商会	No.4130	小鋸 刃長:24cm 鞘なし	40		
13	剪定鋏	西山商会	No.6708-No.103	岡恒(金止) サイズ:200mm	50		
14	剪定鋏ケース	西山商会	No.6709	剪定鋏用 (No.6708-No.103に対応)	50		
15	刈払用丸鋸	西山商会	No.4203	丸鋸刃(磨・30枚) サイズ:255mm(10吋)×1.25	260		
16	ヤスリ	西山商会	No.4304	丸鋸目立ヤスリ(30枚刃用) サイズ:7mm、8mm	180		
	小 計				1,310		
	消 費 税						
	合 計				1,310		

上記の規格・色等欄の例示品又は例示品と同等の規格・色等を満たす物品とすること。

なお、例示した物品以外の提案がある場合は、内訳書に記載された規格・色等を満たすことを証明する書類を添付すること。

上記数量は予定数量であり、実際の発注数は変動するものとし、最低発注数を保証するものではない。

入札書

○ 号物件

物件の名称 ○○○○

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
--	----	----	----	---	---	---	---	---

※上記入札金額は別添「内訳書」の「合計」欄と一致。
金額の頭に¥マークを付けること。

上記金額で関東森林管理局署等競争契約入札心得、契約条項等、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。
なお、上記入札金額の内訳は別添「内訳書」のとおりです。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

所在地

会社名

代表者氏名

代理人

入札内訳書(4号物件 リュックサック等(単価契約))

NO.	品名	メーカー名	型式(品番)	規格・色等	予定数量	単価	金額
1	リュックサック	モンベル	#1133163	ガレナバック30 容量30L カラー:ブラック、ブルー、オレンジ プリント:「林野庁(白丸ゴシック体)」:背中上部	60		
2	リュックサック	モンベル	#1133209	ガルワールバック20 容量20L カラー:ブラック、ワインレッド、ネイビー、グリーン、イエロー プリント:「林野庁(白丸ゴシック体)」:背中上部	50		
3	ブーツケース	六本木商店	BTC-002	自立型ブーツケース 補強材入底、ポケット付、フタ(ファスナー付)、ハイパロンコート	90		
4	図面入	六本木商店	TIZ-001	別製地図入 A4グリーン帆布 サイズ:H33×W25×D6+2+3(cm) フタ・ポケット付、裏透明ビニール張(地図入れ)	70		
5	腰袋	六本木商店	ZAT-003	雑のう袋 グリーン帆布 ポケット付 サイズ:H20×W16×D6(cm) ハチノックケース・ペン差付、ベルト通し付	90		
6	作業用ベルト	東洋物産工業	No.700	強力ナイロン糸特殊二重織り加工 カラー:紺 サイズ:35mm幅×1,130mm	80		
7	作業用ベルト	大崎商店	OS-165	牛革作業ベルト サイズ:42mm×1,100mm	50		
8	鉋用吊革	西山商会	No.3810	腰鉋・二丁差兼用	140		
9	鉋・鋸(二丁差)	西山商会	No.3401-A	サイズ:中 鉋:長さ18cm、巾4.5cm 鋸:刃長21cm 片刃右磨鉋(細身鉋)、カギ、角口鞆	30		
10	鉋・鋸(二丁差)	西山商会	No.3401-A	サイズ:大 鉋:長さ21cm、巾4.5cm 鋸:刃長24cm 片刃右磨鉋(細身鉋)、カギ、角口鞆	50		
11	鋸	西山商会	No.4130	小鋸 刃長:21cm 鞆なし	20		
12	鋸	西山商会	No.4130	小鋸 刃長:24cm 鞆なし	40		
13	剪定鋏	西山商会	No.6708-No.103	岡恒(金止) サイズ:200mm	50		
14	剪定鋏ケース	西山商会	No.6709	剪定鋏用 (No.6708-No.103に対応)	50		
15	刈払用丸鋸	西山商会	No.4203	丸鋸刃(磨・30枚) サイズ:255mm(10吋)×1.25	260		
16	ヤスリ	西山商会	No.4304	丸鋸目立ヤスリ(30枚刃用) サイズ:7mm、8mm	180		
	合計				1,310	入札書に記載する金額	

住所

会社名

代表者氏名

代理人

提 案 書

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

令和 年 月 日提出

商号又は名称
代表者役職氏名

令和 年 月 日公告の物件番号 号の一般競争入札に係る納入物品について、別紙のとおり提案します。
なお、記載事項に関する照会については、下記の担当まで連絡願います。

所属部課名 :
担当者氏名 :
電話番号 :
FAX番号 :
メールアドレス :

以下、森林管理局担当者 記入欄

森林管理局
担当者提案書
確認欄

【別紙】第 号物件

提案書内訳

商号又は名称 _____

型式及び数量	
要求仕様に対する対応	

注)パンフレット等により、提案する物品が明らかな場合は、パンフレット等の添付をもって答えることができる。

作成例

様式第6号(第4条)

委 任 状

代理人氏名 関東 太郎

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 入札年月日 令和〇〇年△月□□日
- 件名 物品の購入 ○号物件 ○〇〇〇
- 入札に関する一切の件

令和〇〇年△月□□日

住 所 ○〇県△△市□□町1-2-3
商号又は名称 ○△株式会社
代表者氏名 代表取締役 関東 次郎

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 殿

なお、代理人から復代理人に委任をされる場合においても再度委任状が必要となりますので注意してください。

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。